

弘前市適正着果サポートアプリ利用規約

弘前市適正着果サポートアプリ利用規約（以下「本規約」といいます。）は、弘前市（以下「市」といいます。）が権利を有する果樹の適正着果量に関する弘前市適正着果サポートアプリ（別途市が貸与する端末にプリインストールされた果樹の適正着果量に関する弘前市適正着果サポートアプリを意味します。以下「本件アプリ」といいます。）を皆様（以下「利用者」といいます。）にご利用を頂く際の利用条件を定めたものです。

第1条（本件アプリの利用条件）

1. 本件アプリを利用しようとする者は、本規約に同意をするとともに、端末の貸出申込を行い、本規約に従って、本件アプリを利用することができるものとします。
2. 利用者は、本規約に違反するいかなる利用もしないことを確約するものとします。
3. 本件アプリは、津軽地域におけるりんご（但し、マルバカイドウ台木のふじに限る。）栽培を前提に開発されたものであり、他の地域における利用や他の農作物への利用を想定していないことを予めご理解ください。
4. 利用者は、本件アプリを、前項に記載のりんごの生産目的で利用することができるものであり、前項に記載のりんごの栽培及び生産目的以外の目的で利用することはできないものとします。
5. 利用者は、市による事前の許諾なくして、本件アプリを第三者に利用させることはできません。
6. 市が本件アプリの利用に関するガイドラインと作成した場合には、利用者は当該ガイドラインの内容を理解した上で、本件アプリを利用するものとします。

第2条（規約の変更）

1. 市が必要と判断した場合には、本規約を変更することがあります。
2. 市は、本規約を変更する場合にはその旨及び変更後の本規約の内容及び変更の効力発生時期について、市又は市が委託した運営会社のホームページに事前に掲載することにより利用者に周知するものとします。その場合、本規約の変更の効力は、市又は市が委託した運営会社のホームページに掲載された効力発生時期に発生するものとします。

第3条（本件アプリの概要）

1. 本件アプリは、「推論モデル」に基づき、適切な摘果着果量に関する助言が表示されるように設計されていますが、これはあくまでも統計学上の推論に基づく助言で

あり、市は、利用者に対していかなる結果を保証するものでもありません。なお、市が保証できない内容の中には、本件アプリの機能、性能、利用の結果の正確性、完全性、信頼性（本件アプリが誤動作を起こさないことも含みますが、この限りではありません）を含みますが、この限りではありません。

2. 市は、本書で明示的に保証したもの以外、本件アプリについて明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も致しません。
3. 本件アプリが使用される通信端末の通信環境については、利用者側で整備又は確保するものとし、その利用に伴い発生する通信又は通話料については、利用者の負担とします。

第4条（本件アプリの変更、中断等）

市は、本件アプリの更新や本件システムの保守・点検のため、あるいは不慮の事故、災害その他のやむを得ない事情により、事前に予告の上、又は予告なく、また理由の如何を問わず、本件アプリの内容を変更、中断、又は廃止する場合があります、利用者はこれを予め異議なく承諾するものとしします。

第5条（権利の帰属）

本件アプリ及び、そのデザイン、ロゴ、その他本件アプリの全ての構成物に対する著作権やその他一切の知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・ノウハウが含まれるがこれに限定されません）は、市または市が使用許諾を得た第三者に帰属します。

第6条（禁止事項）

1. 本件アプリに関連して、利用者は、次の行為を行ってはならないものとしします。
 - (1) 本件アプリ（本件アプリおよびこれらに含まれるプログラム（該当するものがある場合）、文言、画像、映像、デザイン、音声等に限られない本件アプリ全ての構成物も含まれる。以下本条において同じ。）の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他本件アプリのソースコード、構造、アイデア等を解析するような行為。
 - (2) 本規約で明示的に許諾されている場合を除き、本件アプリを複製、改変、翻案し、又は他のソフトウェアやサービスと結合等する行為。この中には、本件アプリを市が貸与する端末とは別の端末で利用すること、そのために本件アプリ等を複製等することを含みます。
 - (3) スпам、ウイルスを配信する行為、ネットワークを改ざん、遮断又は破壊又はする行為。

- (4) 本件アプリに関して市が有する権利または市に権利を許諾した第三者が有する権利を侵害する行為。
 - (5) 本件アプリを、営利目的（有償）で第三者に転貸、譲渡、移転、リース、担保提供又はその他の方法で処分する行為。
 - (6) 本件アプリに付されている著作権表示及びその他の権利表示を除去または変更する行為。
 - (7) 市に対して、虚偽又は不正確な情報を提供する行為。
 - (8) 本件アプリの運営を妨げる行為、その他本件アプリに支障をきたす恐れのある行為。
 - (9) 他の利用者、第三者もしくは市に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、又はそれらの恐れのある行為。
 - (10) 公序良俗に反する行為、その他法令又は本規約に違反する行為、又はそれらの恐れのある行為。
 - (12) その他市が不相当と判断する行為。
2. 市において、利用者が上記の行為の一つにでも該当すると判断した場合には、本件アプリの利用の停止その他適切な処分をすることができるものとします。

第7条（反社会的勢力）

1. 市は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、利用者による利用申請を承認せず、また承認後も利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合には、ただちに利用者に対する本件アプリの使用停止を命ずることができるものとします。
- (1) 利用者または利用者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下総称して反社会的勢力という。）である場合、または反社会的勢力であった場合。
 - (2) 利用者または利用者の役員が、反社会的勢力を利用した場合
 - (3) 利用者または利用者の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与した場合
 - (4) 利用者または利用者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (5) 利用者が、自らまたは第三者を利用して、市に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、市の名誉や信用を毀損し、または、市の業務を妨害した場合
 - (6) 利用者の委託先および調達先が前各号のいずれかに該当する場合
2. 利用者は、前項各号を確認することを目的として市又は市が委託した第三者が行う調査に協力するものとします。
3. 利用者は、第1項各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合には市に直ちに通知するものとします。

第8条（責任）

1. 市は、利用者が本件アプリを利用したこと、または利用できなかったことによって利用者に直接的又は間接的に生じた一切の損害およびトラブル（利用者自身の身体的損傷、物損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の喪失等による損害を含みますが、これに限りません）について、一切の責任を負いません。
2. 本件アプリの一部または全部について変更、休止、終了、あるいは一時的な中断が発生した場合に、これに起因して利用者が被った損害について、市は一切の責任を負いません。
3. 本件アプリの利用履歴については、利用者はいかなる権利も有さず、利用者において本件アプリがインストールされた端末の貸与を受け、その返却を市又は市が委託した第三者に返却した場合に、本件アプリの履歴が消去されること、今後の本件アプリの運営の参考とするために本件アプリの利用履歴を使用することについて、利用者は異議なく承諾し、当該利用履歴及びその消去に対して何らの権利も主張しないことを利用者は市に対して約束します。
4. 利用者の行為又は不作為（この中には、前条第1項に該当する事実があったことや前条第2項の調査への非協力などを含みますが、この限りではありません。）により、市が損害を被った場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負います。

第9条（第三者委託）

市は、本規約に基づいて行う業務（本件アプリの提供や本件アプリの管理・運用を含みます。）の全部または一部を第三者に委託できるものとします。

第10条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とし、それに基づいて解釈されるものとします。
2. 本規約に関して生ずる紛争については、青森地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とするものとします。

以上

令和8年3月23日制定